

令和8年度 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金のお知らせ

稲城市では、幼稚園及び認定こども園の教育機能部分に在籍している園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として補助金を交付しています。

1 対象者

次の2つの項目にすべて該当する保護者が対象です。

- 1 私立の幼稚園又は特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園等）の教育機能部分に3・4・5歳児の幼児を通園させ、保育料を納入した保護者

◇満3歳の誕生日以降に満3歳児クラスに入園した幼児も対象です。

◇プレ保育は対象外です。

- 2 稲城市に住民登録している園児と同一の世帯に属し、保育料を納入する義務を負っている保護者

2 提出先・提出期限

通園先	提出先	提出期限
市内の幼稚園・認定こども園 一部の市外園	通園している園	幼稚園等が指定した期日 (※2)
市外の幼稚園・認定こども園	市役所(※1)または 平尾・若葉台出張所(※3)	<u>令和8年7月17日</u> (※2)

(※1) 窓口は2階の保育・幼稚園入所認定係です。郵送で提出する場合は、4ページに記載の「問い合わせ先」へお送りください。

(※2) 途中入園・転入等による申請の最終締切日は、令和9年2月26日です。それ以降の申請は受付できませんのでご注意ください。

(※3) 各出張所では、書類の内容確認はできません。

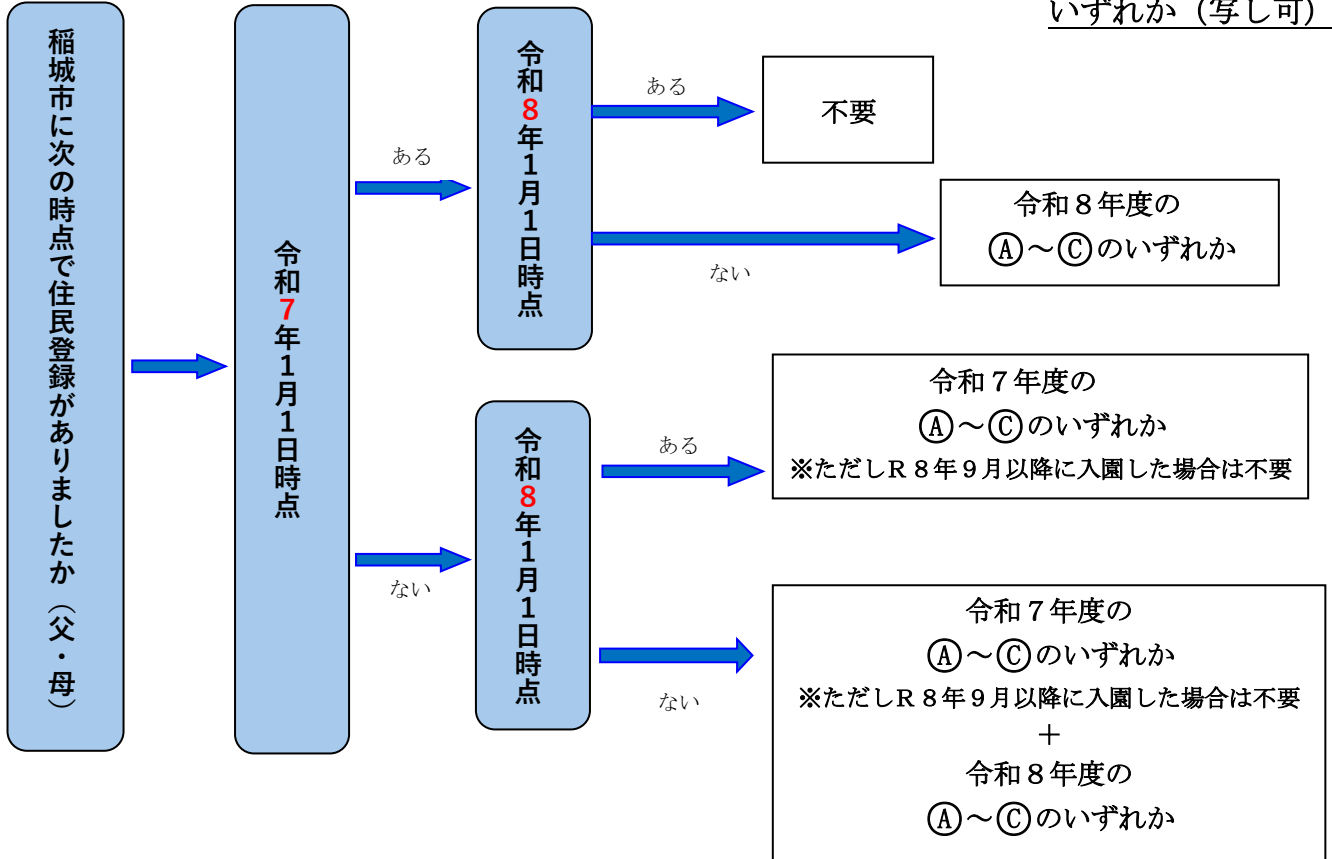
3 提出書類

1 【全員】 稲城市私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書 ※世帯で1枚

2 【該当する方のみ】

① 区町村民税課税（非課税）証明書、② 特別徴収税額通知書、③ 納税通知書

いずれか（写し可）



※区市町村民税を確認できる書類の提出がない場合は、3ページの表Aの区分6の世帯（月額上限1,800円）となります。

※申請児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）全員の所得割額を合算した額を算定基準額とします。経済的に一体性のある単身赴任者も同一世帯として取り扱います。

※保育所等の利用申込みにおいて、いずれかの書類を子育て支援課へ提出済みの方は、提出は不要です。

※配偶者が就労していない場合等で、①～③の書類に配偶者控除が明記されていない場合、配偶者の課税証明書（または非課税証明書）もご提出ください。

----- 切り取り -----

※幼稚園に提出する際、口座を見られたくない場合は、下欄に記入の上、封筒等に入れて申請書にホッチキスでとめてご提出ください。その他の方は、申請書裏面に記載してください。

振 込 先	金融機関	銀行・信金・農協						支店	
	銀行コード				店番		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座名義（カタカナ）							

4 対象経費・補助額・支払予定日

1 保護者が幼稚園等に納入した次の対象経費について、市区町村民税の所得割額課税額に応じ、表Aのとおり支給します。

また、今年度の入園児には、入園準備金として表Aの額に加えて一律10,000円を支給します。

施設類型	該当する市内の園	対象となる経費
現行制度幼稚園	コマクサ幼稚園、こまざわ幼稚園、平尾わかば幼稚園	保育料（※1）、その他納付金
認定こども園 新制度幼稚園	青葉幼稚園、矢の口幼稚園、サザンヒルズこども園、梨花幼稚園、はなぶさ幼稚園	特定負担額
東京都知事が認定する幼稚園類似の幼児施設		保育料、その他納付金、入園料

（※1）幼児教育・保育無償化により、子育てのための施設等利用給付費から負担軽減が図られている部分については、本事業の対象にはなりません。

表A 支給額（月額上限額）

東京都の要綱改正に伴い、変更する場合があります。

区分	世帯の所得基準（※1, 2）	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	6,200円		
	市民税所得割が非課税のひとり親世帯等（※3）			
2	市民税所得割が非課税の世帯	3,200円		
	市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等（※3）			
3	市民税所得割額が77,100円以下の世帯	1,800円		
4	市民税所得割額が211,200円以下の世帯			
5	市民税所得割額が256,300円以下の世帯			
6	上記区分以外の世帯			

（※1）2ページに記載する区市町村民税を確認できる書類が必要な方で、書類の提出がない場合は、表中の区分6となり、1,800円を上限として支給します。

（※2）市民税所得割額は世帯合算額です。

（※3）ひとり親世帯等とは、保護者または保護者と同一世帯に属する者が以下に該当する世帯をいいます。

ア～キのいずれかに当てはまる方は、その証明として申請書のほかに手帳等の写しの提出が必要です。

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者

ウ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

エ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

キ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）

- 2 この補助金は、年2回、申請書に記入された口座に支給します。支給が決定した保護者に、11月と5月にそれぞれ決定額を通知します。

対象月	支払予定時期
前期（4月～8月）分	11月下旬
後期（9月～翌年3月）分	翌年5月下旬

※転出等により振込先口座（名義等）が変わった場合はご連絡ください。申請書に記入された口座への振込ができず、連絡も取れない場合には、振込ができませんのでご注意ください。

5 補助額算定にあたっての注意点

- 1 住民税は1月1日現在に居住している市区町村で課税されます。海外勤務や海外からの転入の方は、課税されていない場合がありますが、これは非課税ということではありません。3ページの表Aの月額上限額が1,800円よりも高い区分に該当すると思われる方で、日本語の源泉徴収票、または、日本語の12か月分の給与明細（収入及び控除がわかるもの）を提出できる場合には、市民税の仮算定をすることができます。該当しないと思われる方は、提出の必要はありません。
- 2 この補助金の算定に用いる区市町村税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除その他控除前の額とします。
- 3 離婚等による家族状況の変更があった場合、課税額を申告し直した場合などには、支給額が変わることがあります。下記までご連絡ください。

○問い合わせ先
稲城市 子育て支援課 保育・幼稚園入所認定係
〒206-8601 稲城市東長沼2111番地
電話 042-378-2111(内線 233・234)